

福岡県医発第174号（保）

平成16年4月23日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



広島県薬剤師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、改正の内容は下記のとおりです。

記

保 険 者 名	区 分	現 行	改正後	施行年月日
広島県医師国民健康保険組合	組合員	10 分の 2	10 分の 3	平成 16 年 4 月 1 日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





(公印省略)

16国援第83号-5

平成16年4月14日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

広島県薬剤師国民健康保険組合の規約の一部改正について (通知)

このことについて、別添(写)のとおり、広島県福祉保健部長寿社会総室長から通知がありましたので、お知らせします。

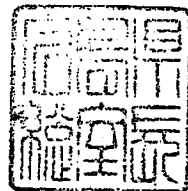




平成16年3月30日

各都道府県国民健康保険担当部（局）長 様

広島県福祉保健部長寿社会総室長
730-8511 広島市中区基町 10-52
国 保 医 療 室



広島県薬剤師国民健康保険組合の規約の一部改正について（通知）

広島県薬剤師国民健康保険組合から、一部負担金の割合の改正を含む規約の変更について許可申請があり、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、申請のとおり許可したので通知します。

なお、改正内容は次のとおりですので、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

1 改正内容(一部負担金)

改 正 後	現 行
(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) 次号から4号までに掲げる場合以外の場合 イ 組合員である被保険者 <u>10分の3</u> ロ 組合員でない被保険者 <u>10分の3</u> (2) 以下省略	(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) 次号から4号までに掲げる場合以外の場合 イ 組合員である被保険者 <u>10分の2</u> ロ 組合員でない被保険者 <u>10分の3</u> (2) 以下省略

2 施行年月日

平成16年4月1日

担当 国保指導グループ
(是平)

電話 (082) 513-3212
FAX (082) 502-3674